

令和7年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業における契約の相手方

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（地方自治法第167条の2第1号に基づく少額のものを除く）により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合は、地方公共団体の寄附活用事業に係るホームページ等において、当該事業に係る契約の相手方を公表する必要があることから、公表します。

寄附をいただいたプロジェクト	契約の相手方	契約方法
「人が集い、繋がるまちづくり」 遊休施設を活用した関係人口増プロジェクト	一般社団法人AWAプロジェクト	随意契約